

事務連絡
令和8年1月28日

長野国有林森林整備協会
名古屋造林素材生産事業協会
(一社)長野林業土木協会
(一社)名古屋林業土木協会
(一社)林道安全協会中部支所
(一社)林道安全協会中部支所名古屋出張所

} 殿

中部森林管理局 森林整備部長

請負事業者等の災害発生について（6号）

令和7年12月4日に東信森林管理署発注の造林事業（森林環境保全整備事業（保育間伐活用型 東信6 長倉山1））箇所で労働災害が発生したため、その概要等を別添1のとおり送付します。

この災害は、かかり木となった木から目を離した際、かかり木が外れ、被災者の腰に当たり受災したものです。

かかり木処理は、伐倒作業の中で最も危険な作業であることから、まずは、かかり木を発生させないことが重要となります。伐倒予定木と隣接木の十分な状態確認、適切な伐倒方向の選定、そして正しい手順による伐倒が大切となります。

また、かかり木となってしまった場合は、いつ落下するのか予測が困難なことから、安全な作業方法による早期の処理、または危険箇所への立ち入りを禁止する措置が必要となります。

つきましては、本件のような災害を防止するため、傘下会員に対して、このたびの災害概要を周知するとともに、下請け者を含む全ての現場従業員が様々な危険予知を行い安全な作業に徹するとともに、災害発生時には遅滞なく発注者（森林管理署等の監督職員等）へ報告するよう、機会ある毎に繰り返し要請をお願いします。

（担当：企画官（間伐推進担当）TEL050-3160-6569）

労働安全衛生規則抜粋

第二編 安全基準

第八章 伐木作業等における危険の防止

(伐木作業における危険の防止)

第四百七十七条 事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。以下同じ。）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

- 一 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。
- 二 かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。
- 三 伐倒しようとする立木の胸高直径が二十センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には、適当な幅の切り残しを確保すること。

2 立木を伐倒しようとする労働者は、前項各号に掲げる事項を行わなければならない。

(かかり木の処理の作業における危険の防止)

第四百七十八条 事業者は、伐木の作業を行う場合において、既にかかり木が生じている場合又はかかり木が生じた場合は、速やかに当該かかり木を処理しなければならない。ただし、速やかに処理することが困難なときは、速やかに当該処理の作業に従事する者以外の者が当該かかり木が激突することにより危険が生ずる箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該箇所が立入禁止である旨を縄張、標識の設置等の措置によって表示した後、遅滞なく、処理することをもつて足りる。

- 2 事業者は、前項の規定に基づき労働者にかかり木の処理を行わせる場合は、かかり木が激突することによる危険を防止するため、かかり木にかかられている立木を伐倒させ、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒させてはならない。
- 3 第一項の処理の作業に従事する労働者は、かかり木が激突することによる危険を防止するため、かかり木にかかられている立木を伐倒し、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒してはならない。

(伐倒の合図)

第四百七十九条 事業者は、伐木の作業を行なうときは、伐倒について一定の合図を定め、当該作業に関係がある労働者に周知させなければならない。

- 2 事業者は、伐木の作業を行う場合において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の者（以下この条及び第四百八十一条第二項において「作業に従事する他の者」という。）に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、前項の合図を行わせ、作業に従事する他の者が避難したことを確認させた後でなければ、伐倒させてはならない。
- 3 前項の伐倒の作業に従事する労働者は、同項の危険を生ずるおそれのあるときは、あらかじめ、合図を行い、作業に従事する他の者が避難したことを確認した後でなければ、伐倒してはならない。

(立入禁止)

第四百八十一条 事業者は、造林、伐木、かかり木の処理、造材又は木寄せの作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この章において「造林等の作業」という。）を行っている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところに造林等の作業を行う作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

2 事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、作業に従事する他の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

3 事業者は、かかり木の処理の作業を行う場合は、かかり木が激突することにより危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

(保護帽の着用)

第四百八十四条 事業者は、造林等の作業を行なうときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

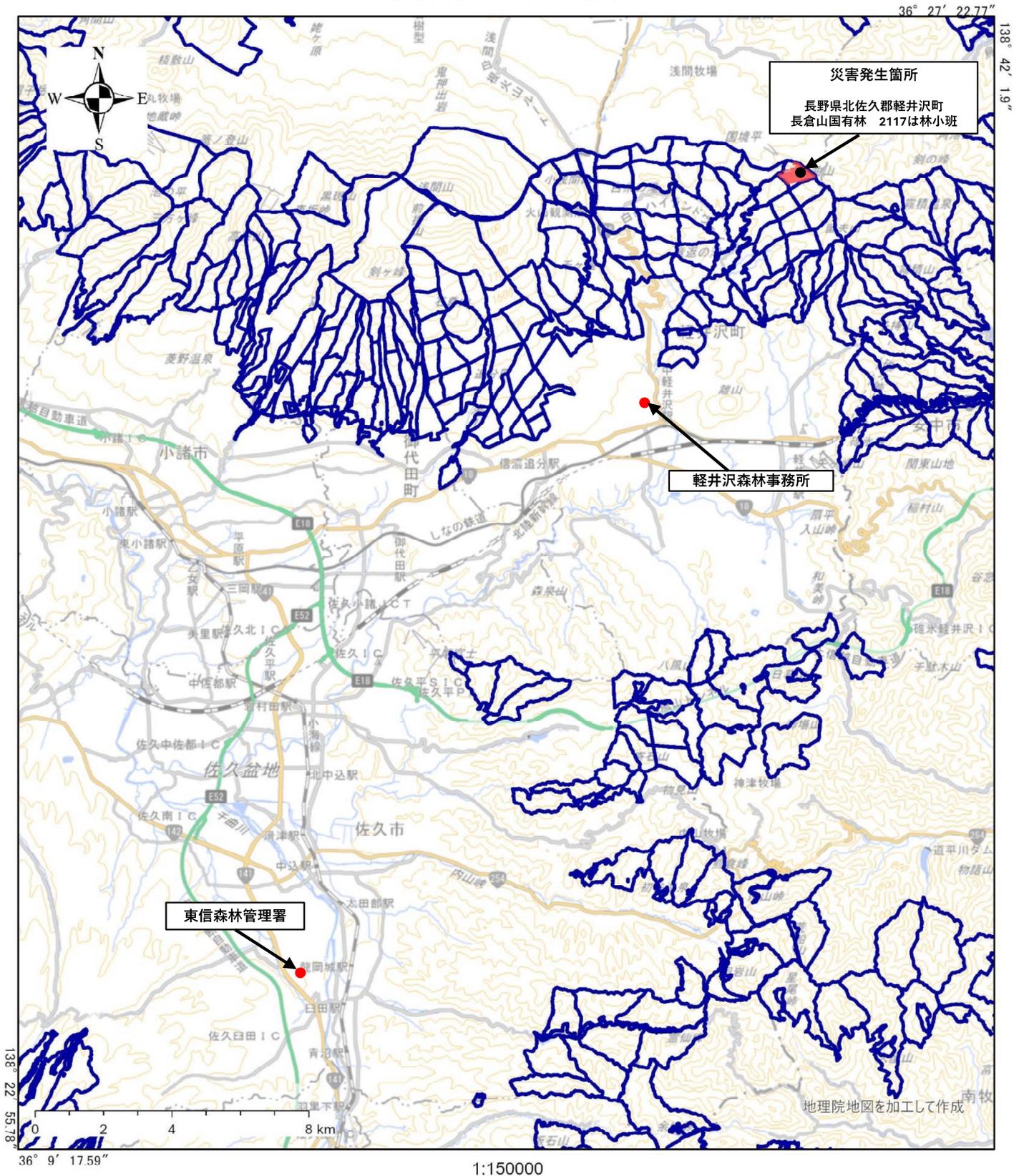
別添 1

請負事業体及び立木販売における災害発生報告(休業4日以上)

1 署 等 名	東信森林管理署
2 事業の種類	造林事業（森林環境保全整備事業（保育間伐活用型 東信6 長倉山1）
3 災害発生日時等	令和7年12月4日（木） 9時00分頃発生 怪我の程度：腰椎破裂骨折 休業見込み：3か月程度
4 災害発生場所	長野県北佐久郡軽井沢町 長倉山国有林2117は林小班
5 契約相手方	有限会社早川実業
6 事業実行事業体	同上
7 被災者年齢等	年齢： 45歳 性別：女性 2の事業の経験年数： 1年8ヵ月 雇用区分：正社員 社会保険等加入状況：(労災) (雇用) (健康) (厚生) (林退)
8 従事作業	伐倒作業
9 災害概況	<p>当日、被災者は同僚4名（それぞれ同僚A、同僚B、同僚C、現場代理人という。）と間伐作業に従事していた。</p> <p>7時00分、5名でミーティングを行い、同僚Aは部品調達のため現場外へ出発、残りの4人で作業場所の確認を行い、各々作業場所へ向かった。</p> <p>8時00分より同僚B、C及び被災者は各自50m以上離れて伐倒作業に従事。現場代理人も離れた場所で機械造材作業を行うこととした。</p> <p>9時00分頃、被災者が伐採したカラマツA（胸高直径推測14cm、樹高推測14m）が、隣接していたカラマツB（胸高直径31cm、樹高20m）に対しかかり木状態となった。被災者は状況を確認するためカラマツBに近づき、「あとで重機によって対処しよう」と判断、カラマツA（かかり木）から目を離し次の伐採対象木に向かって移動しかけたところ、かかり木のカラマツAが被災者の方へ倒れてきて、被災者の腰に当たり被災した。</p> <p>9時15分頃、被災者付近の場所からチェーンソーの音が聞こえない事が気になった同僚Bが様子を見に行き、伐倒木に抱き着くようにうずくまっている被災者を発見。被災者は「腰が痛い」ということのみを訴えた。被災者は自立歩行が困難であったことから、同僚Bはすぐに無線にて現場代理人やほかの同僚に連絡した。同僚Bと駆け付けた同僚Cが支えながら会社の車両に乗せて被災者を休憩させ、被災者以外は作業に復帰した。</p> <p>12時00分、同僚B、Cと現場代理人が昼休憩に車に戻った際、被災者は、「おそらくギックリ腰だと思う。休んだら治る。」と発言。（現場代理人は被災者が元看護師で腰痛持ちであることを知っていた。）</p> <p>被災者はそのまま車内で休み、15時00分頃、同僚とともに宿泊地へ移動した。</p>

	<p>翌日になっても腰の痛みが消えないことから、被災者は整形外科を受診。レントゲン検査で炎症が起きていると言われ、自宅で静養することとなった。</p> <p>通院しつつ静養して様子を見ていたが腰の痛みが引かないことから、12月15日に別の病院でMRI検査を実施、骨折していることが判明。同日、信州大学病院に緊急入院し「腰椎破裂骨折」と診断され、12月18日に手術が行われた。（現在リハビリ中で休業3か月の見込み。）</p> <p>なお、被災者は12月25日になって初めて怪我の原因について「細かいかり木が当たったのかもしれない」と現場代理人に発言しており、それまで会社側は被災者の入院は私病によるものだと認識していた。</p>
10 その他特記すべき事項	<p>令和7年12月26日 東信署へ災害発生報告</p> <p>令和8年1月5・6日 東信署へ事故経緯の報告</p> <p>令和8年1月7日 代表取締役東信署来署及び説明</p> <p>令和8年1月7日 小諸労働基準監督署へ労働者私傷病報告を提出</p> <p>令和8年1月8日 専務、現場代理人、同僚B、同僚C、東信署総括森林整備官、軽井沢森林整備官により現場検証を実施</p> <p>令和8年1月16日 社内において再発防止対策会議（再発防止に向けた安全指導、連絡体制や情報共有の徹底）を実施</p> <p>令和8年1月26日 代表取締役が東信署へ「請負災害再発防止対策」を報告</p>

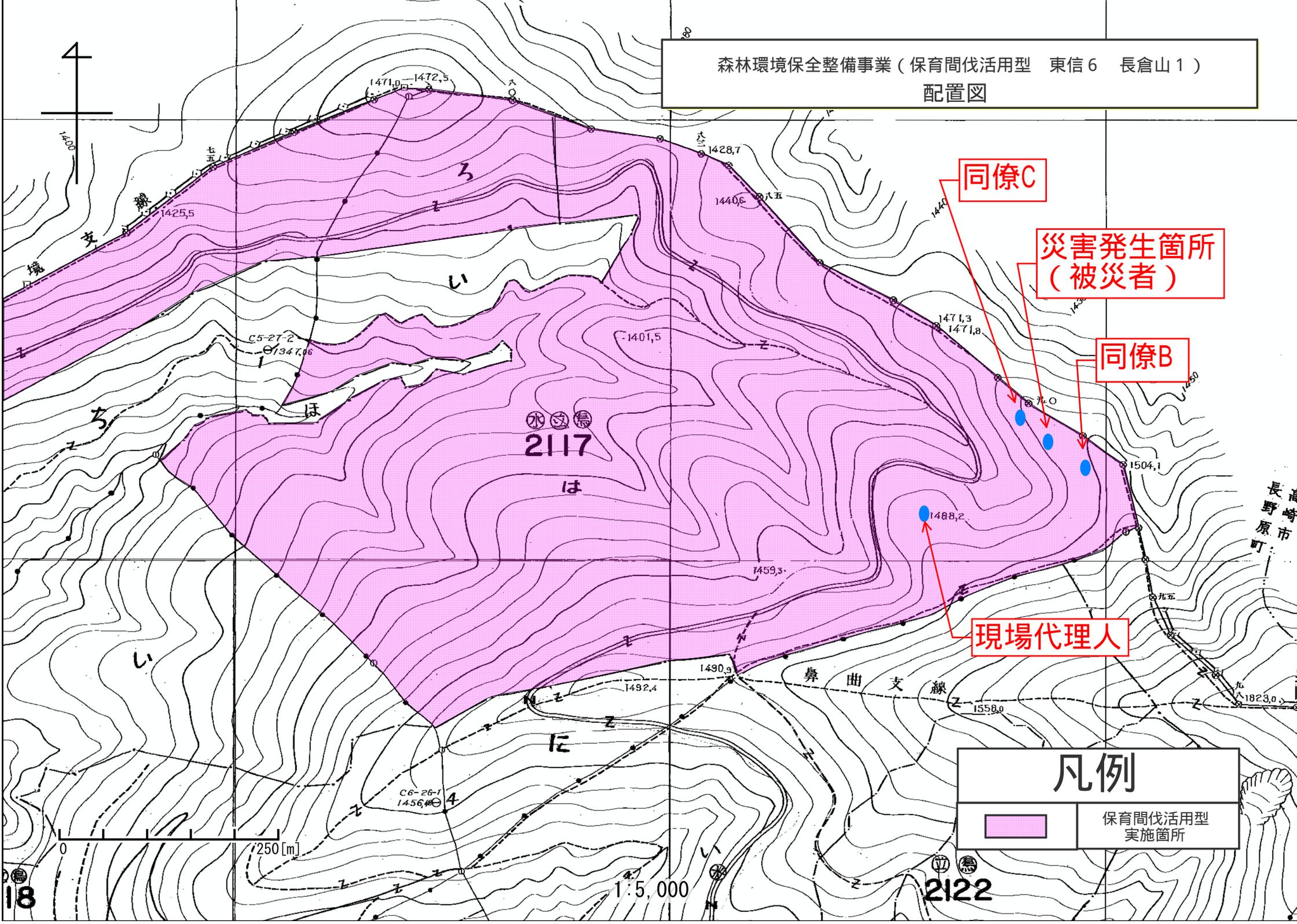
災害発生位置図



国有林

	各機関	距離 (km)	時間 (分)
災害発生箇所からの距離及び時間	東信森林管理署	44.67	60
	軽井沢森林事務所	20.47	31

森林環境保全整備事業（保育間伐活用型 東信6 長倉山1）
配置図



同僚C

災害発生箇所
(被災者)

同僚B

現場代理人

凡例

	保育間伐活用型 実施箇所
--	-----------------

水田
2117
ほ

鼻曲支線

長野市
長野原町

2122

1:5,000

250[m]

4

18

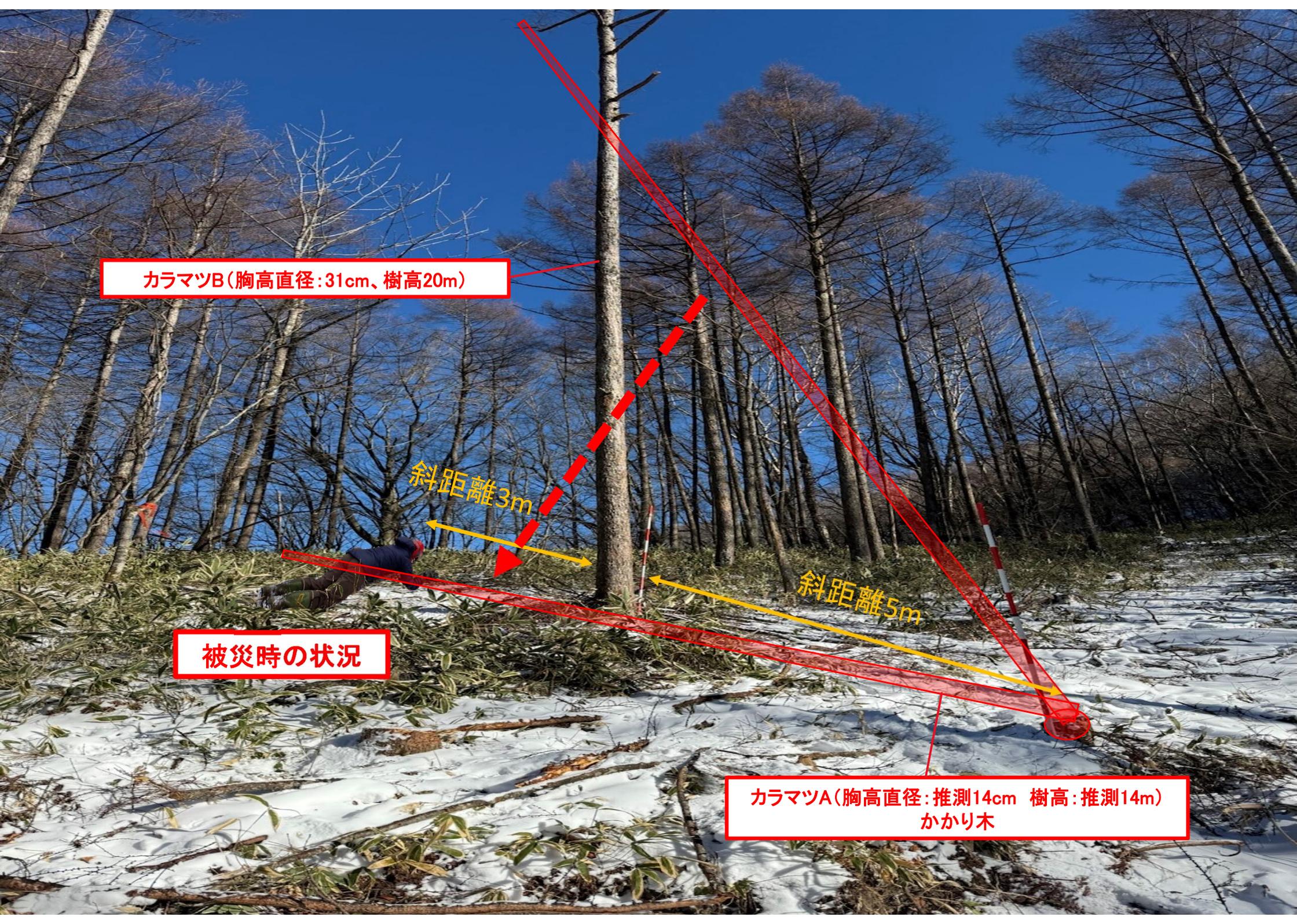
カラマツB(胸高直径:31cm、樹高20m)

斜距離3m

斜距離5m

被災時の状況

カラマツA(胸高直径:推測14cm 樹高:推測14m)
かかり木



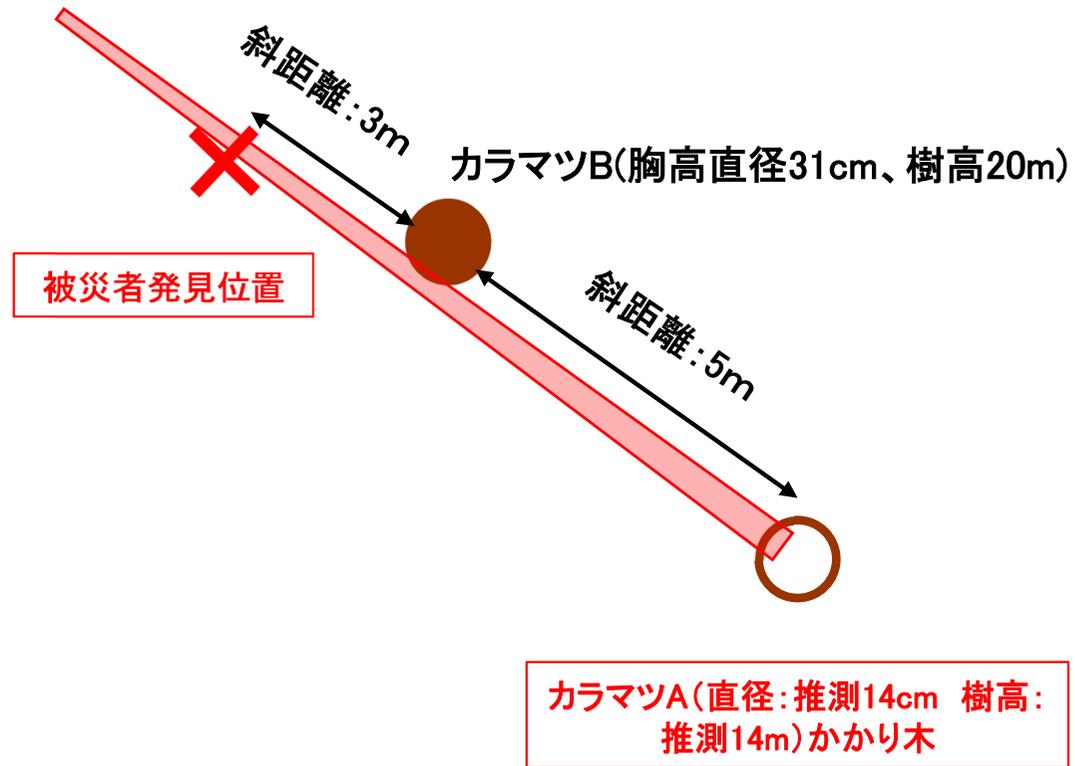
山側から撮影

カラマツB(胸高直径31cm、樹高
20m)

被災者発見時の状況

カラマツA(胸高直径:推測14cm
樹高:推測14m)
かかり木





谷側から撮影



伐倒(かかり木)時に折れたと思われる枝がある

